—————————————————————————————————————	
公 表 事 項	内 容
業務主管課所名	経済局商工観光部経済政策課
件名	令和5年度さいたま市SDGs企業活動推進事業支援業務
履行場所	さいたま市内外
契 約 締 結 日	令 和 5 年 5 月 10 日
契約の相手方名	株式会社レックス・インターナショナル
契 約 金 額	16,723,000円
随意契約によることとした理由	本業務は、SDGsに取り組む市内企業の成長支援を目的に実施している「さいたま市SDGs企業認証制度」に基づく認証事務及びさいたま市SDGs認証企業に対する支援のほか、市内企業に対するSDGsに係る取組の普及促進に向け、新たな施策の企画・提案等を行う業務である。当該業務は施策に対する全画・提案の要素が含まれることから、価格面以外により充実した支援内容、支援体制を構築できる事業者を選定することが求められるため、公募型企画提案方式による随意契約を採用することにした。本業務の企画提案の募集を行ったところ、2者から提案があり、企画提案内容を選定委員会で審査した結果、最優秀提案者として選定された当該事業者と随意契約により契約を締結した。

公 表 事 項 内 容 経済局商工観光部経済政策課  (件 名 さいたま市特定計量器定期検査業務  (限 行 場 所 さいたま市内全域  契 約 締 結 日 令 和 5 年 4 月 14 日  契 約 の 相 手 方名  一般社団法人埼玉県計量協会  (はかることができる最大の質量)が500kgを超えるはかりを検査するための大型分銅・クレーン・トラック等の優を保有していないことから、市単独では市内の定期検査の対象となる特定計量器でに対応を対象となる特定計量器では、また、市ではひょう量(はかることができる最大の質量)が500kgを超えるはかりを検査するための大型分銅・クレーン・トラック等の優を保有していないことから、市単独では市内の定期検査の対象となる特定計量器すべてを検査することができないため、検査の一部を委託するものである。選定にあたっては、計量法上、特定計量器の定期検査を委託する場合、受託者が計量法第20条で定める指定定期検査機関となっている必要
(はかることができる最大の質量)が500kgを超えるはかりを検査することができないため、検査の一部を委託する場合、要託者が計量法第20条で定める指定で規模を機関となっている必要を表示する場合、要託者が計量法第20条で定める指定で規模を機関となっている必要を表示する場合、要託者が計量法第20条で定める指定で規模を機関となっている必要を表示する場合、要託者が計量法第20条で定める指定で規模を機関となっている必要
展 行 場 所 さいたま市内全域     契約 締 結 日 令 和 5 年 4 月 14 日     契約の相手方名    一般社団法人埼玉県計量協会
契約の相手方名
契約の相手方名 一般社団法人埼玉県計量協会  本業務は、計量法第19条に規定される特定計量器の定期検査について、検査対象となる特定計量器の個数が多いこと、また、市ではひょう量(はかることができる最大の質量)が500kgを超えるはかりを検査するための大型分銅・クレーン・トラック等の設備を保有していないことから、市単独では市内の定期検査の対象となる特定計量器のである。 選定にあたっては、計量法上、特定計量器の定期検査を委託する場合、受託者が計量法第20条で定める指定定期検査機関となっている必要
契 約 金 額  本業務は、計量法第19条に規定される特定計量器の定期検査について、検査対象となる特定計量器の個数が多いこと、また、市ではひょう量(はかることができる最大の質量)が500kgを超えるはかりを検査するための大型分銅・クレーン・トラック等の設備を保有していないことから、市単独では市内の定期検査の対象となる特定計量器すべてを検査することができないため、検査の一部を委託するものである。 選定にあたっては、計量法上、特定計量器の定期検査を委託する場合、受託者が計量法第20条で定める指定定期検査機関となっている必要
契約金額 本業務は、計量法第19条に規定される特定計量器の定期検査について、検査対象となる特定計量器の個数が多いこと、また、市ではひょう量(はかることができる最大の質量)が500kgを超えるはかりを検査するための大型分銅・クレーン・トラック等の設備を保有していないことから、市単独では市内の定期検査の対象となる特定計量器すべてを検査することができないため、検査の一部を委託するものである。 選定にあたっては、計量法上、特定計量器の定期検査を委託する場合、受託者が計量法第20条で定める指定定期検査機関となっている必要
て、検査対象となる特定計量器の個数が多いこと、また、市ではひょう量 (はかることができる最大の質量)が500kgを超えるはかりを検査するため の大型分銅・クレーン・トラック等の設備を保有していないことから、市単独 では市内の定期検査の対象となる特定計量器すべてを検査することがで きないため、検査の一部を委託するものである。 選定にあたっては、計量法上、特定計量器の定期検査を委託する場 合、受託者が計量法第20条で定める指定定期検査機関となっている必要
がある。これは、検査業務を行おうとする者が活動する区域ごとに指定の申請をし、基準に適合すると認められる場合に該当区域の都道府県知事又は計量法施行令第4条に規定される特定市の市長が指定するものであり、さいたま市は計量法施行令第4条に規定される特定市となっているが、市で指定しているのは一般社団法人埼玉県計量協会1者のみである。一般社団法人埼玉県計量協会は、特定計量器の定期検査を適確に遂行するための経済産業省令で定める器具、機械又は装置を有し、複数人の一般計量士資格者による検査実施体制が整っており、埼玉県及び県内の他の特定市との検査業務委託の実績を有している。以上のことから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき、随意契約を締結した。

公 表 事 項	内容
業務主管課所名	経済局商工観光部経済政策課
件名	令和5年度さいたま市中小企業融資システムデータ抽出業務
履行場所	さいたま市内
契 約 締 結 日	令 和 5 年 5 月 15 日
契約の相手方名	株式会社アイネス公共営業部
契約金額	2,035,000円
随意契約によることとした理由	本業務は、現行のさいたま市中小企業融資システムの提供終了に伴い、現行システムが保有するデータの抽出作業及びその抽出したデータに関する間合せ対応等を行う業務である。株式会社アイネス公共営業部は、現行のさいたま市中小企業融資システムの賃貸借契約の相手方であり、本業務を履行できる唯一のものと判断される。よって、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により、普通地方公共団体が必要とする契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものとして、特命随意契約により契約を締結した。

公 表 事 項	内容	
業務主管課所名	経済局商工観光部労働政策課	
件名	さいたま市SDGs認証企業合同面接会開催業務	
履行場所	さいたま市内等	
契 約 締 結 日	令 和 5 年 4 月 10 日	
契約の相手方名	キヤリアバンク株式会社	
契 約 金 額	3,344,000円	
随意契約によることとした理由	本事業は、参加企業をさいたま市SDGs認証企業に限定した就職面接会を開催し、求職者と市内のSDGsに積極的に取り組む多様な企業とのマッチング機会を設けることで、求職者の希望に応じた就職を支援することを目的としている。 本事業の実施にあたっては、民間事業者の知識等を活用することにより、参加者及び就職者の増加を図ることが重要となる。そのため、受託事業者を選定するにあたっては、事業者を広く公募し、その応募者から提出された企画提案書や関係書類に基づき審査を行う公募型企画提案方式による随意契約(プロボーザル方式)の方法によることとし、事業者の蓄積されているノウハウを最大限活用できるものとした。 公募を行ったところ、3者から企画提案があり、提案内容を受託事業者選定委員会で審査した結果、最優秀提案者として選定された当該業者と随意契約により契約を締結した。	

公表事項	内容
業務主管課所名	経済局商工観光部労働政策課
件名	さいたま市若年者等職業的自立支援事業
履行場所	さいたま市内等
契約締結日	令 和 5 年 4 月 3 日
契約の相手方名	大原出版株式会社
契 約 金 額	14,399,000円
随意契約によることとした理由	本事業は、国と協働で運営する「地域若者サポートステーションさいたま」において、国が委託する「令和5・6年度地域若者サポートステーション事業(以下、「国事業」という。)」と連携した就労支援を実施することにより、若年無業者等の職業的自立を図ることを目的としている。本事業の性質上、国事業の受託事業者と同一の団体が、本事業を実施する必要がある。 そのため、国事業の受託候補者(落札者)として国より選定された団体を、随意契約の相手方として契約を締結した。  【根拠法令】地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

未伪安癿随总关州和木衣	
公 表 事 項	内容
業務主管課所名	経済局商工観光部労働政策課
件名	さいたま市早期起業家教育事業
履行場所	さいたま市内
契 約 締 結 日	令 和 5 年 4 月 26 日
契約の相手方名	有限会社Eースタヂオ
契 約 金 額	3,828,000円
随意契約によることとした理由	本事業は、市内小・中学生に対し、地域に根付いた一連の実践的などジネス体験プログラムを提供することにより、起業家精神(アントレプレナーシップ)の醸成及び将来の地域経済を担う人材の育成を目的とするものである。本事業の実施にあたっては、地域の製造業者とのネットワークに加え、起業家教育のノウハウを有し、社会情勢や参加者、保護者等のニーズに応じたきめ細かで柔軟なプログラムを実施できる事業者の選定が必要となる。そのため、受託事業者を選定するにあたっては、事業者を広く公募し、その応募者から提出された企画提案書や関係書類に基づき審査を行う公募型企画提案方式による随意契約(プロポーザル方式)の方法によることとし、事業者の蓄積されているノウハウを最大限活用できるものとした。公募を行ったところ、1者から企画提案があり、提案内容を受託事業者選定委員会で審査した結果、最優秀提案者として選定された当該業者と随意契約により契約を締結した。

来初女时他高大小小叶木衣	
公 表 事 項	内容
業務主管課所名	経済局商工観光部労働政策課
件名	さいたま市地域技術人材育成事業
履行場所	さいたま市内等
契 約 締 結 日	令 和 5 年 5 月 30 日
契約の相手方名	さいたま商工会議所
契 約 金 額	2,504,700円
随意契約によることとした理由	本事業は、市内工業高校生を対象に、市内企業へのインターンシップの研修を通じて、職業観や勤労観の醸成を図り、将来の地域経済を支える人材を育成するとともに、人材確保が困難なものづくり産業をはじめとした市内中小企業等の採用支援及び活性化を図ることを目的とするものである。そのため、本事業の実施にあたっては、就業体験等の受入企業を数多く確保することができるよう、市内中小企業等との多様なネットワークや信頼関係が構築されていることが不可欠となる。また、併せて、各高等学校におけるキャリア教育と本事業とが相乗効果を生むよう、事業実施規模、時期及び内容などについて、高等学校との密な連携が重要となる。さいたま商工会議所は、市内企業を中心に約12,000所もの会員事業所により組織されており、地区内における商工業の総合的な改善発達を図ることを目的に商工会議所法により定められた非営利組織であるため、特定の業種に縛られることなく、様々な業種・規模の事業所により構成されている。また、経営に関する支援や健康増進・福利厚生サービスなどを通じ、会員事業所との信頼関係が構築されている。加えて、公共職業安定所や雇用対策協議会などが実施する高等学校卒業者の就職に関連する事業を支援しており、高等学校との連携実績も有している。これらを踏まえ、本事業については、さいたま商工会議所が本事業を総合的に遂行できる唯一の者と判断し、随意契約の相手方として契約を締結した。

	来伤安式随思笑的福禾衣
公 表 事 項	内 容
業務主管課所名	経済局商工観光部産業展開推進課
件名	さいたま市高度ものづくり人材育成等支援業務(芝浦工業大学)
履行場所	さいたま市内
契 約 締 結 日	令 和 5 年 6 月 27 日
契約の相手方名	学校法人芝浦工業大学
契 約 金 額	1,874,400円
随意契約によることとした理由	本業務は、市内企業における製品化や高付加価値化を担う人材育成プログラムを若手技術者に対し実施し、市内ものづくり企業の付加価値向上、企業競争力強化を実現するとともに、本業務のほか産学官の連携における取組を推進することで、さいたま市地域の産学連携拠点としての機能強化を図るものである。標記事業者は、理工系学部を有しているほか、産学連携の拠点となる複合領域産学官民連携推進本部や実践型人材育成の場であるオープンラボ機能を整備することにより、多分野産学連携事業に取り組んでいる。また、本業務においては長年のシステム工学研究に携わる大学の教員がAI・データサイエンス等を用いた支援をすることにより、市内ものづくり企業に対し、異種分野の知識や、より高度な実践スキルの獲得を目指した試作開発に係る専門的な分野への支援が可能である。以上のことより、市内理工系大学としての専門的人材・施設設備・知識・ノウハウ等を活用することのできる標記事業者が履行することによって、本業務の目的は達成されることから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に基づき特命随意契約により契約を締結した。

公表事項	
業務主管課所名	経済局商工観光部産業展開推進課
件名	さいたま市海外新市場開拓等支援業務
履行場所	さいたま市全域、支援対象地域
契 約 締 結 日	令 和 5 年 4 月 25 日
契約の相手方名	公益財団法人さいたま市産業創造財団
契 約 金 額	12,367,300円
随意契約によることとした理由	本業務は、地域金融機関と連携し、オンライン等を活用した市内ものづくり企業のアジア市場での販路開拓による地域経済の活性化を目的としている。本業務の実施には、市内ものづくり企業に精通し、海外の産業クラスター等との連携や商談支援等のノウハウを有していることが重要である。公益財団法人さいたま市産業創造財団は、中小企業支援法に基づく本市の「都道府県等中小企業支援センター」であり、市内企業の企業群や技術等に精通しているとともに、ドイツ・産業クラスターとの連携による商談支援等の企業支援実績がある。また地域金融機関と、市内企業のビジネスマッチング等の支援を実施しており、本業務の構成員との連携体制が構築されていることから随意契約とした。

公 表 事 項	内容
業務主管課所名	経済局商工観光部産業展開推進課
件名	さいたま市オープンイノベーション推進事業
履行場所	さいたま市全域 外
契 約 締 結 日	令 和 5 年 4 月 17 日
契約の相手方名	公益財団法人さいたま市産業創造財団
契 約 金 額	15,620,000円
随意契約によることとした理由	本業務は、オープンイノベーションを通じて、さいたま地域企業の人材育成に加え、安定的な企業運営や事業機会の確保及び販路拡大につなげることを目的とするものである。 本業務の実施にあたっては、市内ものづくり企業の技術等に精通し、的確なマッチング先企業を発掘するとともに、東日本連携地域と連携した商談支援等のノウハウやそのネットワークを有していることが重要となる。 公益財団法人さいたま市産業創造財団は、中小企業支援法に基づく本市の「都道府県等中小企業支援センター」であり、市内企業の企業群や技術等に精通している。また、令和元年度までの5年間「BIZ SAITAMAさいたま市産業交流展」において、実行委員会事務局として東日本連携地域と連携しながら、ニーズ・シーズ収集から商談会当日の運営までを実施してきた実績がある。このことから、本業務の実施に必要なノウハウ、ネットワーク等を有していると考えられる。本業務は、さいたま市リーディングエッジ企業認証支援事業などの本課所管事業との連携による相乗効果を生み出すことを前提としている。当団は、当該事業について、支援の実行部隊として携わってきたことから、事業内容や関係機関等を熟知しており、より効果的に相乗効果を生み出すことができると考えられる。これらを踏まえ、本件委託業務については、公益財団法人さいたま市産業創造財団が当該業務を総合的に遂行できる唯一の者と判断し、地方自治法施行令第167条の2第1項第6号の規定により随意契約とした。

—————————————————————————————————————	
公 表 事 項	内容
業務主管課所名	経済局商工観光部産業展開推進課
件名	さいたま市高度ものづくり人材育成等支援業務(埼玉大学)
履行場所	さいたま市内
契 約 締 結 日	令 和 5 年 5 月 12 日
契約の相手方名	国立大学法人埼玉大学
契 約 金 額	5,698,000円
随意契約によることとした理由	本業務は、市内企業の試作開発を支援するプログラム等の実施によって、市内ものづくり企業の付加価値向上、競争力強化及び地域共創における人材育成を実現するとともに、さいたま市地域の産学連携拠点としての機能強化を図るものである。 埼玉大学と本市は、「社会課題の解決、地域経済の活性化、新たな産業の創出」を目的として、イノベーションに関する覚書を締結し、産学連携等によるイノベーション創出に向けた取り組みを進めている。本業務は市内産学連携拠点として、オープンイノベーションセンターを設置し、埼玉大学産学官連携協議会を運営していることに加え、理学部・工学部を有していることから、市内ものづくり企業に対し専門的な支援が可能である埼玉大学の履行によって実現されるものである。以上の理由により、表記業者と地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に基づき特命随意契約により契約を締結した。

公表事項	内容
業務主管課所名	経済局商工観光部商業振興課
件名	さいたま市デジタル地域通貨導入調査業務
履行場所	さいたま市浦和区常盤6-4-4外
契 約 締 結 日	令 和 5 年 5 月 29 日
契約の相手方名	株式会社三菱総合研究所
契 約 金 額	30,529,400円
随意契約によることとした理由	本業務は、他地域の実施事例の情報収集・分析だけでなく、本市の地域特性にあったデジタル地域通貨サービスについて地域通貨事業並びに行政実務に精通した専門家の総合的な視点で分析・調査研究・制度立案の提供を求めるものであることから、受託者の実績の詳細や業務遂行能力を図ることができる公募型によるプロポーザル方式を実施した上で、選定委員会により優先交渉権者を選定し、その事業者と随意契約による契約を締結した。  【根拠法令】地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

公 表 事 項	内容
業務主管課所名	経済局商工観光部商業振興課
件名	盆栽春まつり開催事業業務
履行場所	さいたま市大宮区
契 約 締 結 日	令 和 5 年 4 月 3 日
契約の相手方名	株式会社JTB 埼玉支店
契 約 金 額	7,342,000円
随意契約によることとした理由	本業務は、大宮地域にちなんだ芸術文化である盆栽を活用し、北区の大宮盆栽村周辺で行われる大盆栽まつりと同日に大宮駅東口周辺において盆栽春まつりを開催することで、相乗効果による誘客の促進を図り、地域経済の活性化を図るものである。本業務を目的に沿って、効果的かつ効率的に達成するために、単純な価格競争による業者選定ではなく、豊富な経験と高い専門知識を有する事業者から提案された企画等を一定の基準で評価・選定する企画提案方式によることとした。公募を行ったところ、2者から企画提案書の提出があり、審査の結果、優先交渉権者となった当該業者と、随意契約により契約を締結した。

公 表 事 項	内容	
業務主管課所名	経済局商工観光部観光国際課	
件名	さいたま市ミニ盆栽贈呈業務	
履行場所	さいたま市内外	
契 約 締 結 日	令 和 5 年 4 月 26 日	
契約の相手方名	大宮盆栽協同組合	
契 約 金 額	2,000,000円	
随意契約によることとした理由	本業務は、さいたま市の伝統産業である「大宮盆栽」をプロモーションするため、さいたま市にて出生届を提出した方が、引換券を受け取り、大宮盆栽協同組合が運営する盆栽共同販売所にて、手渡しにてミニ盆栽を受け取る事業である。 また、ミニ盆栽を贈呈するだけでなく、盆栽の育て方やそのアフターケアも含んだものとなっており、盆栽の管理や、その知識など相応の技量が求められる。 選定業者である大宮盆栽協同組合は、大宮盆栽村開村以来、長い年月を通じて、多様な樹種に対する取扱技術や経験が培われており、また、盆栽協同販売所にて長年盆栽の販売や育て方などを教えてきた経験を有し、同組合に委託することで、適切に業務を行うことができることから随意契約により契約を締結した。	

公 表 事 項	内容
業務主管課所名	経済局商工観光部観光国際課
件名	さいたま市盆栽プロモーション業務
履行場所	さいたま市内外
契 約 締 結 日	令 和 5 年 5 月 29 日
契約の相手方名	大宮盆栽協同組合
契 約 金 額	5,225,000円
随意契約によることとした理由	本業務は、さいたま市の伝統産業である「大宮盆栽」をホテル等へ設置する他、盆栽デモンストレーション、盆栽体験ワークショップ等を行うことで、大宮盆栽のプロモーション及び大宮盆栽村への誘客を行うことであり、盆栽の管理や運搬のほか、相応の技量が求められる。選定業者である大宮盆栽協同組合は、大宮盆栽村開村以来、長い年月を通じて、多様な樹種に対する取扱技術や経験が培われており、ホテル等への盆栽の設置についても多くの経験を有し、同組合に委託することで、適切に業務を行うことができることから随意契約により契約を締結した。

公表事項	ф <i>ф</i>
公表事項	内 容
業務主管課所名	経済局商工観光部観光国際課
件名	大宮盆栽ブランド化業務
履行場所	さいたま市北区盆栽町267-1外
契 約 締 結 日	令 和 5 年 4 月 3 日
契約の相手方名	株式会社JTB 埼玉支店
契 約 金 額	9,241,672円
随意契約によることとした理由	本業務は、大盆栽まつりと同時に本市の誇る盆栽の魅力を発信するイベントを実施し、大盆栽まつりで大宮盆栽村を訪れる観光客の満足度、回遊性の向上を図るため実施するものである。目的を効果的に達成するため、民間事業の知識を活用する必要があり、公募型企画提案方式による随意契約を採用した。企画提案方式で選定された最優秀提案者と随意契約により契約を締結した。